

平成二十二年五月六日提出
質問第四四九号

国家公務員の在職中の求職活動に関する質問主意書

提出者
塩崎 恭久

国家公務員の在職中の求職活動に関する質問主意書

現行の国家公務員法では、いわゆるクーリングオフ規制を廃止し、所管の企業にも直接再就職できるようにする一方で、在職中の求職活動には再就職等監視委員会の承認が必要とされている。麻生内閣は、その承認権限を、暫定的に政令で総理に委任した。

- 一 この「政令により承認権限は総理に委任されている」ということは、現在も有効なのか。
- 二 また、これまで、承認を受けて求職活動を行った事例は何件あるのか。
- 三 政府としては、本件に関してどのような方針で取り組んでいく考えか。

右質問する。